

事業型ファンドの私募の取扱い等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、正会員が行う事業型ファンドの私募の取扱い等において、正会員による事業者等の審査及びモニタリング並びに顧客への情報提供等に関し、必要な事項を定め、適正な業務の運営及び投資者の保護を図り、金融仲介機能の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各項に掲げる用語の定義は、当該各項に定めるところによる。

1 事業型ファンド

金融商品取引法（以下「金商法」という。）第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利のうち、出資対象事業が主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資（金融商品取引法施行令（以下「施行令」という。）第2条の9第1項第1号及び第2号に規定する出資を除く。）以外のものをいう。

2 出資対象事業

金商法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利を有する者が出資又は拠出した金銭その他の財産を充てて行われる事業をいう。

3 事業者

商法第535条に規定する匿名組合契約の営業者、投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約の無限責任組合員、民法第667条第1項に規定する組合契約の業務執行組合員その他の金商法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利に関する出資対象事業の主体となる者をいう。

4 運営者

事業者からの委託その他の法律行為（以下「委託等」という。）に基づき出資対象事業の全部又は主要な業務を実施する者（金銭の貸付けを出資対象事業とする事業型ファンドにおいて、全部又は主要な貸付先が貸金業法施行令第1条の2第6号イからハまでのいずれかに掲げる会社等であるときは、その者を含む。）をいう。

5 私募の取扱い等

次に掲げる行為のいずれかを行うことをいう。

- 1 私募又は募集（金商法第2条第8項第7号に規定する私募又は募集をいう。以下同じ。）
- 2 私募の取扱い又は募集の取扱い（金商法第2条第8項第9号に規定する私募の取扱い又は募集の取扱いをいう。以下同じ。）

- 3 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第 16 条第 1 項第 5 号又は金商法第 2 条第 6 項第 1 号の行為により取得した事業型ファンドの売付け
- 6 私募又は募集の取扱委託契約
正会員が事業者の委託を受けて行う私募の取扱い又は募集の取扱いに関する契約をいう。
- 7 出資契約
金商法第 2 条第 2 項第 5 号又は第 6 号に掲げる権利に出資する顧客と事業者との間で締結される当該権利に関する契約をいう。

(適用除外)

第 3 条 この規則は、別表 1 に定める事業型ファンドの私募の取扱い等には、適用しない。

(契約の締結等)

- 第 4 条 正会員は、次の各号の行為を行うに当たっては、あらかじめ、事業者との間で、当該各号に定める契約を締結しなければならない。
- 1 事業型ファンドの私募の取扱い又は募集の取扱い（正会員が第 10 条の規定により他の正会員から委託を受けて行うものを除く。）
私募又は募集の取扱委託契約
 - 2 事業型ファンドの売買（第 2 条第 5 項第 3 号に掲げる行為に限る。）
事業型ファンドの出資契約
- 2 正会員は、前項各号の契約において、次の各号に掲げる事項が規定されていなければ、私募の取扱い等を行ってはならない。
- 1 正会員による次条に定める審査の実施（当該契約の締結前に当該審査が終了している場合を除く。）
 - 2 事業者による別表 2 に定める事項を記載した報告書（以下「ファンド報告書」という。）の対象期間（直前の基準日（当該報告書の作成の基準とした日をいう。以下同じ。）の翌日（当該報告書が初めて作成するものである場合は、出資対象事業を開始した日）から当該報告書の基準日までの期間をいい、対象期間は 1 年を超えてはならない。以下同じ。）毎の作成
 - 3 事業者による顧客（別表 1 の 2 に掲げる者（以下「対象除外顧客」という。）を除く。）及び正会員に対するファンド報告書の交付（インターネットの利用その他の適切な方法による交付を含む。第 7 条及び第 8 条において同じ。）
 - 4 正会員による次条に定める審査（当該契約の締結前に当該審査が終了している場合を除く。）及び第 7 条に定めるモニタリングに対する情報提供の協力義務
 - 5 事業者と運営者との委託（再委託及び 2 以上の段階にわたる委託を含む。）等に係

る契約において、前号に掲げる事項

- 3 正会員は、事業型ファンドの私募又は募集を行うに当たり、出資対象事業の全部又は主要な業務を委託等する場合には、あらかじめ、運営者との間で、次の事項を規定した契約を締結しなければならない。
 - 1 前項第4号に掲げる事項
 - 2 再委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）に係る契約に前項第4号に掲げる事項を規定すること。

（審査）

- 第5条 正会員は、事業型ファンドの私募の取扱い等に当たっては、あらかじめ、別表3に定めるところにより、適正に審査を行わなければならない。
- 2 正会員は、前項の審査の結果、私募の取扱い等を行うことが適当と認められない場合には、当該事業型ファンドの私募の取扱い等を行ってはならない。

（適正な勧誘）

- 第6条 正会員は、事業型ファンドの私募の取扱い等に当たっては、顧客（対象除外顧客を除く。以下本条において同じ。）に対して、別表4に定める情報その他の重要な情報を提供し、顧客に分かりやすく説明を行わなければならない。

（私募の取扱い又は募集の取扱い等に係るモニタリング等）

- 第7条 正会員は、事業者からファンド報告書が交付されたときは、遅滞なく、ファンド報告書に基づく事業者及び運営者の出資対象事業の状況並びに事業者による出資金（施行令第1条の3で定める金銭に類するもの及び金商法第2条の2の規定により金銭とみなされるものを含む。以下同じ。）及び運用財産（金銭に限る。以下同じ。）の分別管理の状況（第3項及び次条において「出資対象事業の状況等」という。）について、別表5に定めるところにより、確認を行わなければならない。
- 2 事業者から正会員に交付されたファンド報告書に係る事業型ファンドの財務諸表（貸借対照表、損益計算書をいう。一の事業型ファンドの出資対象事業のみを行う事業者においては当該ファンドの財務諸表又は当該事業者の財務諸表）が、公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらに相当する資格を有する者を含む。）から監査を受け、監査報告書の提出を受けたものであることを当該正会員が確認したときは、前項の規定は適用しない。
 - 3 正会員は、次の各号に該当するときは、速やかに、事業者に対し調査を行い、又は改善を求めるとともに、必要に応じて、顧客に通知しなければならない。
 - 1 事業者がファンド報告書を交付しないとき。
 - 2 第1項の確認の結果、出資対象事業の状況等に不正又はその疑いが認められたと

き。

- 3 その他正会員が出資対象事業の状況等に不正又はその疑いを知ったとき。

(私募又は募集に係るモニタリング等)

第8条 正会員は、その私募又は募集により取得させた事業型ファンドについて、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 1 各決算期に係るファンド報告書を作成し、顧客（対象除外顧客を除く。次項において同じ。）に対して、交付すること。
- 2 出資対象事業の状況等に不正又はその疑いを知ったときは、速やかに、調査を行い、又は改善を図るとともに、必要に応じて、顧客に通知すること。
- 2 正会員は、その私募又は募集により顧客に事業型ファンドを取得させようとするときは、出資契約に前項第1号に係る事項を規定しなければならない。

(記録の作成、保存)

第9条 正会員は、事業型ファンドの私募の取扱い等に当たっては、次の各号に掲げる記録を作成し、清算事務（出資契約又は出資対象事業の終了後に行われる顧客への分配に係る清算事務をいう。）が終了した日の属する対象期間の末日から3年間保存しなければならない。

- 1 第5条に規定する審査に係る記録（私募の取扱い等の適否の判断に使用した資料及び情報を含む。）
- 2 第7条に規定する事業者への確認、調査、改善及び顧客への通知に係る記録
- 3 前条第1項第1号に規定するファンド報告書の作成及び交付に係る記録（当該作成に使用した資料及び情報を含む。）
- 4 前条第1項第2号に規定する調査、改善及び顧客への通知に係る記録

(委託)

第10条 正会員は、他の正会員から委託を受けて事業型ファンドの私募の取扱い又は募集の取扱いを行う場合には、あらかじめ、当該他の正会員との間で、次の事項を定めた委託契約を締結しなければならない。

- 1 第5条に規定する審査に関すること。
- 2 ファンド報告書の交付に関すること。
- 3 第7条に規定する事業者への確認、調査、改善及び顧客への通知に関すること。
- 4 前条に規定する記録の作成、保存に関すること。

付 則（平成 29 年 6 月 19 日）

- 1 この規則は、平成 30 年 1 月 1 日から施行し、同日以後に正会員が行う事業型ファンドの私募の取扱い等から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この規則は、施行日以後に正会員が行う次の事業型ファンドの私募の取扱い等には、適用しない。
 - 1 施行日前に私募の取扱い等を開始した事業型ファンドに係る私募の取扱い等（施行日前に開始した私募の取扱い等と一連のものに限る。）
 - 2 施行日前に金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第 16 条第 1 項第 5 号の行為により取得した事業型ファンドに係る売付け

付 則（令和 2 年 8 月 4 日）

この改正は、令和 2 年 8 月 6 日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- （1）第 2 条第 1 項及び第 4 項を改正。
- （2）第 7 条を改正。
- （3）別表 1 の 2. ⑥を改正。
- （4）別表 5 の 1. を改正。

付 則（令和 6 年 10 月 25 日）

この改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和 5 年 11 月 29 日法律第 79 号）附則第 1 条本文に定める施行の日から施行し、同日以後に正会員が開始した私募の取扱い等から適用する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- （1）第 2 条第 5 項第 2 号及び第 3 号を改正。
- （2）第 4 条第 2 項第 2 号及び第 3 項第 2 号を改正。
- （3）第 7 条第 3 項各号及び第 8 条各号を改正。
- （4）第 9 条本文を改正。
- （5）別表 1 の 1. ⑤を新設。
- （6）別表 2 の 1 及び 2 を新設し、旧 1 から 7 を繰り下げ、3 から 9 とし、3 から 5、7 を改正。
- （7）別表 3 の 1. (6) 及び (7) の項目を新設。
- （8）別表 5 の（注）を改正。
- （9）「金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和 5 年 11 月 29 日法律第 79 号）附則第 1 条本文に定める施行の日」は令和 6 年 11 月 1 日。

付 則（令和 7 年 9 月 29 日）

この改正は、令和 7 年 9 月 29 日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- ・ 別表 1 の 2. ⑫及び⑳を改正。

別表

(別表 1) 第 3 条に規定する適用除外となる事業型ファンド

1. 次の事業型ファンド

- ① 商品ファンド(出資対象事業が、商品投資に係る事業の規制に関する法律第 2 条第 5 項に定める商品投資契約に基づき行われるもの)
- ② 不動産ファンド(出資対象事業が、不動産特定共同事業法第 2 条第 3 項に定める不動産特定共同事業契約に基づき行われるものをいう。)
- ③ ①及び②と同一の出資対象事業を外国で行う場合であって、外国の法令の規定により当該外国において同種の許可(当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。)を受けているもの
- ④ 競走馬ファンド(出資対象事業が、競走用馬(競馬法第14条(同法第22条において準用する場合を含む。)の登録を受け、又は受けようとするものに限る。)を取得し、当該競走用馬を、匿名組合契約に基づきその相手方(特定の一の者に限る。)に出資し、競走(同法第 1 条第 5 項に規定する中央競馬又は地方競馬の競走に限る。)に出走させることを目的とするものをいう。)
- ⑤ 「電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則」の対象となる事業型ファンド(電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う正会員及び電子募集会員により委託を受けて取り扱うものを含む。)

2. 次の者のみを顧客とする事業型ファンド(対象除外顧客以外への譲渡が禁止されたものに限る。)

- ① 適格機関投資家
- ② 国
- ③ 日本銀行
- ④ 地方公共団体
- ⑤ 金融商品取引業者(①に該当する者を除く。)
- ⑥ ファンド資産運用等業者等(施行令第17条の12第 1 項第 5 号に定める者をいう。)
- ⑦ 金融商品取引所に上場されている株券の発行者である会社
- ⑧ 資本金の額が5000万円以上である法人
- ⑨ 純資産の額(貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。)が5000万円以上である法人
- ⑩ 特殊法人、独立行政法人
- ⑪ 特定目的会社(資産の流動化に関する法律第 2 条第 3 項に定める社団をいう。)
- ⑫ 企業年金基金であって、投資性金融資産(金融商品取引業等に関する内閣府令(以

下「金商業等府令」という。)第62条第1項第1号ロ(1)から(8)までに掲げるものに限る。以下同じ。)の合計額が100億円以上である企業年金基金、同府令第233条の2第4項第2号に規定する存続厚生年金基金、同項第3号に規定する外国の年金基金

- ⑬ 外国法人
- ⑭ 投資性金融資産1億円以上であると見込まれる個人で、有価証券又はデリバティブ取引の経験が1年を経過している者
- ⑮ 投資性金融資産1億円以上の法人及び業務執行組合員等(金商業等府令第233条の2第3項2号で定める業務執行組合員等をいう。)として投資性金融資産1億円以上である法人又は個人
- ⑯ その社員総会における議決権の総数の4分の1以上の数が国若しくは地方公共団体により保有されている公益社団法人又はその拠出をされた金額の4分の1以上の金額が国若しくは地方公共団体により拠出をされている公益財団法人であって、地域の振興又は産業の振興に関する事業を公益目的事業(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第4号に規定する公益目的事業をいう。)とするもの
- ⑰ 金商業等府令第88条第1項に規定する外国出資対象事業持分の発行者(当該権利を有する者が適格機関投資家、出資対象事業持分の発行者、施行令第17条の12第1項第1号から第14号までに掲げる者又は金商業等府令第233条の2第4項第1号から第6号若しくは第8号に掲げる者である場合に限る。)
- ⑱ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、一の日における総収入金額に占める特定資産(金商業等府令第233条の2第4項第6号ロに規定する特定資産をいう。以下、⑲において同じ。)の運用収入の合計額の割合が100分の70以上であると見込まれる会社であって、⑭に定める者のためにその資産を保有し、又は運用するもの
- ⑲ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、一の事業年度における総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合が100分の75以上であると見込まれる会社であって、⑫、⑮から⑱に定める者のためにその資産を保有し、又は運用するもの
- ⑳ 上記①、⑦、⑬の親会社等(金商業等府令第16条の5第1号に定める親会社等をいう。以下同じ。)若しくは子会社等(同号に定める子会社等をいう。以下同じ。)又は当該親会社等の子会社等
- ㉑ 事業者又は運営者
- ㉒ 事業者又は運営者の役員又は使用人
- ㉓ 事業者又は運営者の親会社等若しくは子会社等又は当該親会社等の子会社等
- ㉔ 事業者又は運営者の業務委託先(出資対象事業に係る業務委託先に限る。)

(別表2) 第4条第2項第2号に規定するファンド報告書の記載事項

1. 当該ファンド報告書の対象期間
2. 基準日時点における出資対象事業の動向（対象期間以前の動向を含む。）
3. 対象期間中における出資対象事業の概況（運用状況の経過及び出資金の使途を含む。）
4. 当該対象期間に係る分配金及び償還金（中途解約を含む。以下同じ。）に関する次の事項
 - ① 当該対象期間に係る分配金及び償還金の有無
 - ② 当該対象期間に係る分配金及び償還金の金額
 - ③ 当該対象期間に係る一口当たりの分配金及び償還金の金額
5. 基準日時点における事業型ファンドの財務状況（貸借対照表、損益計算書に記載すべき内容をいう。本表及び別表4の2において同じ。）又は貸借対照表、損益計算書等に記載される財務情報（総資産、総負債、純資産、売上高、営業損益、経常損益、当期純損益額などの主な経営・財務指標など。）
6. 事業者及び運営者の直近の決算期における次の財務状況又は財務情報（一の事業型ファンドの出資対象事業のみを行う事業者の財務状況又は財務情報を除く。）
 - (1) 正会員が私募の取扱い又は募集の取扱い、若しくは売付けにより取得させた事業型ファンド
事業者及び運営者の財務状況又は貸借対照表、損益計算書、税務申告書等に記載される財務情報（資本金、総資産、総負債、純資産、売上高、営業損益、経常損益、当期純損益額などの主な経営・財務指標など。次の(2)②及び別表4の2において同じ。）
 - (2) 正会員が私募又は募集により取得させた事業型ファンド
 - ① 当該正会員の貸借対照表、損益計算書
 - ② 運営者の財務状況又は財務情報
7. 出資金及び運用財産の分別管理の状況
基準日における分別金の額及び分別管理の方法（金商業等府令第125条第2号に掲げる方法をいう。）
8. 事業型ファンドが第7条第2項で定める監査を受けている場合には、当該監査を行った者の氏名又は名称並びに当該監査の対象及び結果の概要
9. 事業計画の大幅な修正、運営者の変更、事業者及び運営者の財務状況の著しい悪化等、出資対象事業に重大な影響を生じる事由が発生した場合はその旨及びその要因

(別表3) 第5条第1項に規定する審査事項

1. 事業者・運営者共通

(1) 事業の実在性

- ① 例えば、事業者及び運営者の登記事項証明書の確認、所在地の訪問、代表者等の本人確認、出資対象事業に必要となる契約の締結状況及び各種契約内容の確認、経営者等へのヒアリングなどに基づき、出資対象事業の実在性を確認する。
- ② 例えば、出資対象事業と同様の事業に係る過去の実績や事業者及び運営者における組織体制を証する資料の確認、経営者等へのヒアリング、次の(2)の財務状況などに基づき、事業者及び運営者の業務遂行能力を審査する。

(2) 財務状況

例えば、事業者及び運営者の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、金融機関等からの借入れ及び返済状況が確認できる資料などに基づき、事業者及び運営者の財務状況及び資金繰りの状況を確認する。

(3) 事業計画の妥当性

例えば、事業計画及び当該計画を裏付ける資料などに基づき、次の事項などに留意し、当該計画の妥当性を判断する。

- ① 事業計画が合理的根拠に基づいて作成されているか。
- ② 事業のリスクに関する検討が適切に行われているか。
- ③ 事業を巡る経営環境の前提（新規性、競合他社の存否等）は妥当なものか。

(4) 法令遵守状況・社会性

例えば、次の事項に係る資料、ヒアリングなどに基づき、事業者及び運営者の法令遵守状況及び社会性を確認する。

- ① 経営者等は法令遵守やリスク管理等に対して十分な意識を有しているか。
- ② 許認可等の手続を要する事業にあつては、必要な手続が満たされているか。
- ③ 金商業等府令第125条に定める分別管理を確保するための措置が実施されているか。
- ④ 反社会的勢力への該当性及び反社会的勢力との関係の有無並びに反社会的勢力との関係排除への仕組み（暴排条項の導入等）及びその運用状況に問題は認められないか。

(5) 資金使途・妥当性

上記(3)の事業計画及び(2)の財務状況の確認資料などに基づき、次の事項などに留意し、資金使途及び目標募集額の妥当性を判断する。

- ① 目標募集額は、事業計画及び事業者の財務状況に照らして、合理的な金額となっているか。
- ② 目標募集額及びその使途は、事業計画と整合しているか。

(6) 事業者又は運営者と正会員との間の利害関係の状況

例えば、事業者又は運営者と正会員の利害関係により、顧客との利益相反を生じるおそれのある状況となっていないか。また、利益相反のおそれがある場合、当該利益相反の管理が適切に行われる体制となっているか。

(7) その他正会員が必要と認める事項

- ・ 貸付事業等権利においては、事業者又は運営者と当該事業者が貸付事業等において金銭を貸付け又は貸付債権を取得する相手方との利害関係の状況

2. 事業者

(1) 過去1年以内に金商法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利により資金調達していた場合のその後の状況

例えば、過去1年以内に金商法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利により資金調達した事業に係る資料（契約書、請求書、注文書、領収書、インボイス、登記簿謄本、送金依頼書、通帳の写し、月次試算表、補助元帳等）などに基づき、次の事項などに留意し、過去の資金調達が適切に運用されているかを確認する。

- ① 出資金が当初予定された使途に使用されているか。
- ② 運用財産の分別管理は適切に行われているか。
- ③ 事業が事業計画どおりに推移しているか。

(2) 適切な情報提供を行う体制

- ① 出資契約において、事業者によるファンド報告書の作成及び顧客（対象除外顧客を除く。）に対する交付が義務付けられていることを確認する。
- ② 例えば、組織図、業務分掌などに基づき、顧客及び正会員に定期的な情報提供を行うための担当者・部署、業務内容・役割が定められているかを確認する。

(3) その他正会員が必要と認める事項

(別表 4) 第 6 条に規定する情報提供

1. 正会員と事業者及び運営者の利害関係の状況

例えば、正会員が事業者若しくは運営者、又は事業者若しくは運営者が正会員の議決権の 50%超を保有している場合、役員（当該会社の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与える者に限る。）が兼務又は派遣している場合などには、その旨

2. 事業者及び運営者の財務状況又は財務情報（一の事業型ファンドの出資対象事業のみを行う事業者の財務状況又は財務情報を除く。）

3. 資金使途及び事業計画の概要

4. 分別管理の方法（金商業等府令第 92 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事項をいう。）

5. 別表 3 の審査により判明した具体的リスクや注意事項等

例えば、出資対象事業がレバレッジを用いる場合の当該リスク、転売や中途解約を禁止している場合の当該事項など。

6. 事業者によるファンド報告書の交付方法又は正会員が事業者の委託を受けてファンド報告書の交付を行うときはその旨及び方法

(別表 5) 第 7 条第 1 項に規定するモニタリング事項

1. 分別管理の状況

例えば、ファンドの分別管理口座に係る通帳の写しやインターネットバンキングの履歴などに基づき、事業者において、固有資産との混在、出資金及び運用財産が出資対象事業に関係のない者へ送金されていないか、事業者の経費等への費消・流用などが生じていないかを確認する。

2. 事業者・運営者の財務状況（一の事業型ファンドの出資対象事業のみを行う事業者の財務状況を除く。）

例えば、ファンド報告書、貸借対照表、損益計算書などに基づき、事業者及び運営者において、その財務状況及び資金繰りの状況に事業継続が困難となるおそれのある事項（債務超過、支払不能など）などがないかを確認する。

3. その他正会員が必要と認める事項

(注) 清算事務が終了した日の属する対象期間においては、清算事務の概況及び「1. 分別管理の状況」などを確認する。